生活保護を受けるには

◆生活保護制度

病気やけがや高齢のためなどで働けなくなった、働いていても収入が少なかったり、いろいろな事情で生活に困ってしまうことがあります。

生活保護制度は、世帯ごとに決まる「最低生活費」基準額を下回る状況の世帯で、資産や能力、さまざまな制度を活用するなどしても生活に困っているすべての人に対し、必要な保護を行い、その生活が保障されるとともに、その人らしい自立した生活が送れるように支援する制度です。

「自立した生活」とは、就労等による経済的な自立だけでなく、自分で健康や生活管理する等日常生活での自立や社会的なつながりを回復・維持する等、社会生活での自立も含みます。

○「健康で文化的な最低限度の生活」を日本国憲法第２５条で保障するものです。

○保護の要件が満たされている場合、すべての人が平等に生活保護受給ができます。

○受け取る保護費などに対して、税金がかかることや差し押さえはありません。

◆生活保護制度のしくみ

制度の利用ができるかどうかは、生活費や住居費、医療費などで算定される国が決めた最低生活費（世帯単位）と申請されたときのその世帯の収入（給料、各種手当、養育費なども含みます。）を比較して判定します。

次の表のように、最低生活費に対して、世帯の収入が不足する場合は不足部分を生活保護費で補います。自分で得ることができる収入が最低生活費を超える場合には、生活保護の受給はできません。

■ 国が定めた最低生活費とは

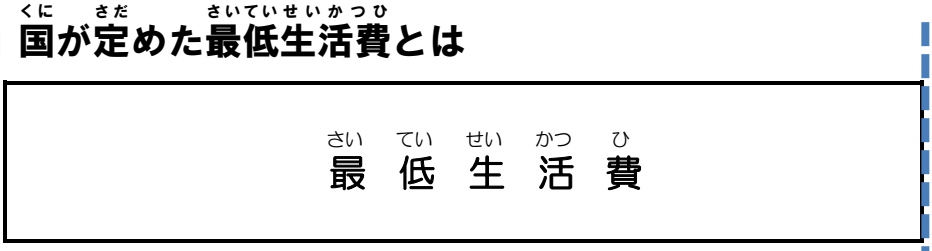

■ 下図のように最低生活費を超える収入がない場合は、保護受給可能となります

世帯の収入だけでは足りない場合に、足りない分を生活保護費で補う。

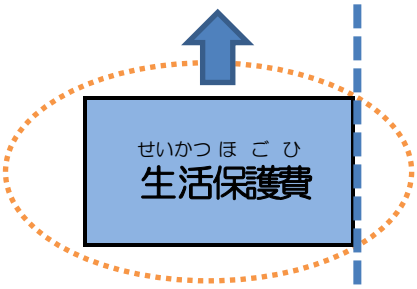

■ 下図のように最低生活費を超える収入がある場合は、生活保護の受給はできません。

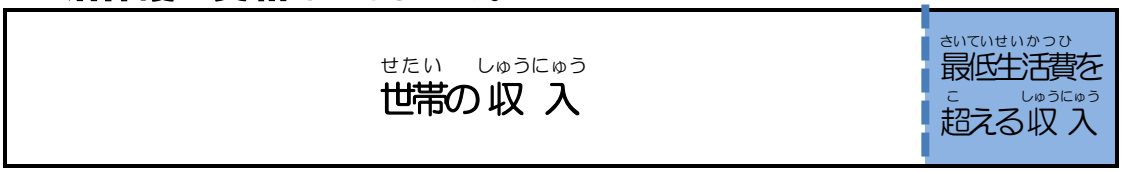

※ 生活保護費は、世帯員の年齢や人数、その世帯の収入額、冬季の暖房費、家賃基準額等で決定されていますので、年間を通じて常に一定のものではありません。

世帯の収入とは・・・働いて得た収入、年金、恩給、手当、家族などからの仕送り、財産収入、預貯金、保険金、資産売却収入、借入金等世帯のすべての収入を指します。

手続きの流れ

1. 相談

市役所・福祉事務所に相談してください。お困りの内容をていねいにお聞きします。生活保護の利用だけでなく、いま抱えている問題解決のため、専門の相談員が対応します。

（相談した内容が外部に漏れることはありません）

2. 申請

生活保護を利用するための申請書を提出してください。申請は本人だけでなく、扶養義務者・同居の親族でも可能です。

3. 訪問・調査

市役所・福祉事務所の職員が家庭訪問します。

生活状況、資産状況などを調査し、生活保護が利用できるかどうかを審査します。

4. 決定・通知

訪問・調査の結果、保護の決定（却下）通知をします。

保護決定通知を受けた人は、生活保護の受給と同時に地区担当者（ケースワーカー）が受給者の自立に向けて支援（相談）をします。

決定内容に異議がある場合は、審査請求を行うことができます。※1

不明な点や不安なこと、その他聞いておきたいことがあれば、いつでも地区担当者や相談員などにお声かけください。

※1（審査請求）

保護の不利益な変更や申請却下、停止、廃止等の決定に不服がある場合、その決定を知った日の翌日から3か月以内に文書で京都府知事あてに審査を請求することができます。

1. 相　談

「どうしよう・・・生活に困った」

➢ **専門の相談員が、ていねいにお話をお聞きします。**

✧ ご相談を受けるにあたっては、生活状況、おからだのこと、病気や介護の状況や収入や負債・資産状況、ご家族との交流の状況などをお聞きして、もっともよい問題解決の方法を一緒に考えます。

✧ ご相談の際、相談員は、問題の解決に向けて必要と思われることをいくつか質問しますが、お答えいただける範囲だけでも結構です。

✧ お気軽にご相談ください。電話相談もできます。

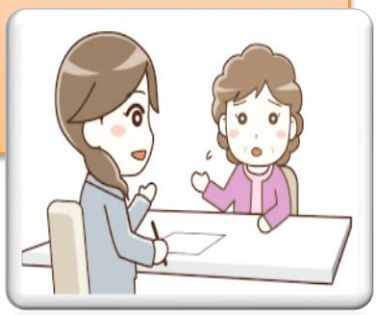

➢ **生活保護の制度について詳しくご説明します。**

➢ **個人の秘密は固く守りますのでご安心ください。**

2. 申　請

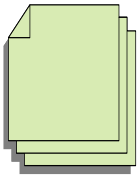

➢ **申請書類を市役所の福祉事務所、社会福祉課へ提出してください。**

（申請書類は社会福祉課にあります。）

※　原則としては書類にて申請となりますが、書類提出が困難な場合、口頭での申請も可能です。

✧ 生活保護は、ご本人の意思で申請することになっていますが、事情があってご本人が申請手続きすることができないときは、相談員にご相談ください。（親族が代理で申請することもできます。）

✧ 申請後、申請者に対して制度利用できるかどうか判断するための必要な書類なども求めることがあります。

✧ 命に危険があるような窮迫した状態がある場合は、市の判断で生活保護受給を決定する場合があります。

3. 訪問・調査

➢ 市役所・福祉事務所の職員が訪問調査を行います。

✧ 申請された人のお住まいの場所へ訪問し、職員は直接申請された人にお話をお聞きします。

✧ ご家族構成の状況や家族それぞれが生命維持できる環境で生活されているかを確認します。（食べ物、ライフラインや衛生面や間取りの大きさなどを確認します。）

➢ 他の制度の活用

✧ 生活保護以外にも公的な制度、たとえば年金、各種手当、医療助成、社会保障制度など、生活を支えるためのさまざまな制度があります。

✧ 活用できる制度がある場合には、まずはそれら制度を活用していただきます。

➢ 能力の活用

✧ 働ける能力がある人は、その人の能力に応じて働く必要があります。ただし、病気やケガなど、その他の理由で働くことができない人は、その問題解決を優先していただきます。

➢ 資産の活用

✧ 銀行や生命保険会社などに資産調査を行います。（預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、高価なもの、貴金属など売却や活用が可能な資産を持っている場合は、その資産を売却して最低生活費に充てていただくこともあります。）

✧ 生命保険や学資保険等は、解約返戻金の金額等により保有の可否が検討されます。

✧ 現在お住まいの住居は原則として保有が認められます。（資産価値が高額なものは保有できません）

✧ 仕事に必要な自動車やオートバイの保有など個別の事情によって認められる場合もありますので、ご相談ください。

➢ **扶養義務について**（扶養を受けないと保護を申請できないわけではありません）

✧ 親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のある人から援助を受けることができる場合は受けてください。扶養義務者が申請された人に対しての援助が可能かを調査します。

【親族からの扶養援助は、援助する人が可能な範囲で行うものです。】

✧ 申請された人と親族との関係上、特別な事情がある場合（DVや虐待など）には、親族への調査・照会を見合わせることもあるため、かならず事前にご相談ください。

4. 決定・通知

➢ 保護の支給決定、保護申請の却下　どちらかの決定・通知があります。

✧ 通知書は、申請した日から原則として１４日以内に通知することになっています。ただし、特別な事情で調査に時間を要する場合には最長で３０日以内に申請者へ郵送もしくは手渡しをします。

✧ 生活保護受給決定の場合は、「受給決定通知書」を、保護の要件を満たさない場合は、「却下通知書」を送付します。

➢ 生活保護費の変更、受給停止、受給廃止などは文書でお知らせします。

➢ 決定の内容に不服があるときは、その決定を知った日の翌日から起算して、3か月以内に京都府知事に対して、審査請求することができます。

➢ 生活保護の決定を受けた人は、お住まいの地域を担当する地区担当者（ケースワーカー）が受給者世帯の自立に向けた訪問や相談支援を行います。

5. 保護決定後

➢ 生活保護決定後にも、毎月支払われる保護費以外に臨時的に必要となる経費（一時扶助）について、申請することができます。

➢ 一時扶助の種類については別紙の一覧をご覧ください。

生活保護費の種類

1．生活扶助

食費、被服費、光熱水費など日常の生活費。個人の年齢、また、世帯の人数などをもとに算定されます。

2．住宅扶助

家賃などの費用が、長岡京市の基準額内で定められた限度額内で支給されます。

＊代理納付が必要な場合は、地区担当者（ケースワーカー）へ相談してください。

3．医療扶助

病気やけがの治療に必要な費用。医療費は福祉事務所から支払いますので、基本的には自己負担が発生しません。また、杖や装具などの治療材料や施術、通院移送費などで要件にあてはまるものについては、別に手続きが必要です。

<u>かならず事前に地区担当者（ケースワーカー）へ相談してください。</u>

4．教育扶助

義務教育で必要な教材費、学用品、給食費など最低限必要な経費が支給されます。

5．介護扶助

介護保険の介護認定を受けている人が介護サービスを受けるときに必要な費用。

6．出産扶助

出産にかかる費用について、限度額内で支給されます。

7．生業扶助

仕事に必要となる技能、資格取得にかかる費用、高等学校にかかる費用が支給されます。

8．葬祭扶助

葬儀費用などについて、限度額内で支給されます。

生活の状況や収入の状況が変わった場合など、
保護の変更申請は、いつでも可能です。

◆生活保護費の支給は

➢ **毎月の支給は、**毎月5日。1か月分の保護費を支給します。

（ただし、5日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、その前日に支給します。）

➢ **臨時の支給は、**初めて生活保護費を受給する場合や支給額に変更があれば、個別に支給日をお伝えします。

◆保護費の受け取りについて

➢ 保護費の支給は口座振込・福祉事務所窓口払の２つ方法があります。

１．口座振込で受け取る場合（口座をお持ちの方は基本的にはこちら）

振込先は原則、世帯主名義の口座です。

郵便局、銀行、信用金庫等が利用できます。

２．福祉事務所窓口払　（市役所社会福祉課保護係の窓口で受取る場合）

もちもの・・・印鑑（保護受給者証に押印のもの）と保護受給者証

受け取り可能時間・・・・9時30分～１７時です。

※印鑑と保護受給者証がなければ、支給できません。

◆自立支援について

1．相談支援

地区担当者（ケースワーカー）は、受給者世帯の自立支援を行います。
自立に向けてチャレンジしたいこと、不安なこと、ちょっと聞てみたいこと、生活リズムをつけたい、居場所がほしいどうしたらいいかな・・・・など、相談してください。一緒に考えていきます。

2．債務整理プログラム

専門的な手続きを司法書士さんが受給者の相談に応じながら進めていきます。

3．就労支援プログラム

どんな仕事が合っているのか、もっと稼げるかな、仕事ってどうやって探したらいいのかな、などのご相談とお仕事探しのお手伝いを専門の支援員が行います。

4．就労準備支援事業

市内の就労訓練を行う事業所では、仕事するための訓練が受けられます。

5．こどもの学習支援

お子さんの放課後の学習の機会をつくります。

➢ その他、利用できるサービス等

市制度の利用料減免、ＮＨＫ受信料減免、年金保険料の減免。など

◆保護費の返還について

➢ 次のような場合は、支給した保護費（医療費・介護費を含む）を返還する必要があります。

1．資産がありながら保護を受けた場合

- 年金や手当をさかのぼって受け取ったとき
- 不動産や生命保険など活用できる資産が現金化されたとき
- 交通事故の賠償金を受け取ったとき　　など

➢ 世帯の自立に必要な経費がある場合、その経費については返還が免除される場合があります。

2．不正に保護を受けた場合

- 保護の申請や収入申告の内容にうそがあったとき
- 収入があるのに申告をしなかったとき　　など

➢ 不正に受けた保護費をすべて返還する必要があります。

さらに、法律により罰せられることもあります。

不安なこと、迷った場合は、
地区担当者（ケースワーカー）に
相談しましょう！

◆生活保護を受給する人は、かならず読んでください。

1．保護を受ける権利を譲り渡すことはできません。

2．生活向上に向けた努力してください。

3．働ける人はその能力に応じて、働いて収入を得ることできるよう努めてください。

4．住宅の家賃、学校給食費や教材費などの学納金は、滞納などが無いようにしてください。家賃や学校給食費などを滞納された場合、きちんと支払う自信がない場合は、代理納付として福祉事務所が債権者に直接振り込みを行うことができます。

5．地区担当者（ケースワーカー）から、あなたの生活の保護を目的に必要な指示や指導を受けたときは、これに従わなければなりません。指導内容は保護の目的達成に必要な範囲の指導のみとなります。

6．かけごと・飲酒の常習などのむだづかいをしないで、生活の維持・向上につとめてください。

7．他の法律や制度などで、利用できるものや、受けられるものは利用してください。
例えば、難病等公費医療制度、障害者手帳の手続き、障害・遺族・老齢年金、公的な手当。

8．保有が認められない資産については、売却・解約等の処分を行ってください。

9．話しあいができる親・子・兄弟などの扶養義務者とそれぞれの力に応じた援助（見守り援助、契約や手続きに関する援助や経済援助など）を受けられるように相談してください。（必要な場合は、福祉事務所からあなたの扶養義務者に対し、文書・訪問による調査を行うことがあります）

下記に書いてあることや、生活や収入などで何か変更があれば、地区担当者（ケースワーカー）に報告してください。

◆生活保護受給中に市役所へ届け出が必要なもの

➢ 生活状況に変化があったときは、保護費を調整する必要があるため、必ず報告をしてください。

1．家族が増えた、仕事をはじめた・仕事をやめた、引っ越しなど、生活の状況に変化があったとき

- ✧ 家賃・地代が変更されるとき
- ✧ その他生活状況に大きな変化があったとき・住所が変わるとき
  （転居などについては必ず事前に相談をしてください）
- ✧ 出生　死亡　転入・転出　入退学・休学・卒業　入退院
  交通事故・事故　結婚
- ✧ 健康保険の資格を取得、または、喪失したとき
- ✧ 家を長期間（1週間以上）留守にするとき
- ✧ 生命保険などの加入、解約、名義変更をしたとき
- ✧ 身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳などの取得・変更があったとき

➢ 各種手帳・障害年金・特別児童手当・特別障害者手当などがあれば、障害加算が認定される場合があります。

手続きをされる場合や更新の際は、ご連絡ください。

2. 収入があったとき

✧ 年金を受給したとき（収入申告書に年金証書、年金裁定通知を添付してください。）

✧ 年金振込通知書が届いたらコピーを提出してください。

✧ 生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき

✧ 交通事故の慰謝料、補償金があったとき

✧ 相続、養育費、仕送り（お金以外にモノや食べ物をもらった場合は、その量も）などの収入があったとき

✧ 債務整理による過払金があったとき

✧ 保護を受けているときに借金したとき（公的な貸付金や知人からの借入を含む。すでに返済し、現に手元に借入金が残っていない場合も同様です）

✧ 不動産など資産の売却益があったとき

✧ 給与もらったときや賞与収入があったときは、すみやかに収入申告書に給料などの明細を添えて提出してください。
（高校生など子どものアルバイトによる収入も含みます）

✧ 相続養育費、仕送りなどの収入があったときは、世帯全員の収入について申告する必要があります。

➢ 上記は一部であり、収入申告はあらゆる収入に対して必要です。

✧ 就職活動中で収入のない人は、毎月、求職活動状況・収入申告書を提出してください。

✧ 高齢者等就職活動をしていない人で収入のない人も、年に１回は収入申告書（収入がなかったという内容）を提出してください。

定期的な収入申告を行えば、次のような控除や、収入として認定しない取り扱いができる場合があります。

控除

収入から除かれる（差し引かれる）ことです。

つまり、控除された分は、手元に残ることになります。

➢ 就労収入に対する控除

基礎控除：　給与総額から一定金額が控除されます。

未成年者控除：　未成年者が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。

その他の必要経費：社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。

➢ 高校生のアルバイト

高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代、大学・専門学校の入学金など早期自立にあてられると認められたものは、収入として認定しない取り扱いとなります。

認定しない収入

生活保護受給世帯の自立更生のために充てられると認められる場合は、収入認定しないこともあります。

次のようなときは、保護を受けられなくなることがあります。

1. 必ず届け出なければならないことをしなかったとき
2. 指導や指示を守らなかったとき
3. うその届け出をしたとき
4. 必要な調査を正当な理由なく拒否したとき
5. 生活保護制度の目的に反するようなことをしたとき（借金、年金担保貸付制度の利用等）
6. 保護費を正当な目的以外のために使ったとき（家賃滞納、給食費滞納、借金返済など）
7. 保有・使用を認められていない車の保有・使用をしたとき
8. 暴力団に加入したとき

上記のような場合には、保護を停止したり、廃止することがあります。
また、事実とちがうことを報告・申告し保護を受給した場合は、受給したお金や品物を福祉事務所へ返還していただきます。
法律より罰せられることがありますので、注意してください。
受給のことで困ったり、迷った場合には、地区担当者（ケースワーカー）へ相談してください。

◆病院を受診する場合

基本的には長岡京市内の病院へ通院してください。病院へ行く交通費について支給できる場合がありますので事前に担当ケースワーカーにご相談ください。

- ✧ 病気やけがをしたときは、生活保護法の指定医療機関（病院・医院）にかかる（受診する）ことができます。
- ✧ 受診には、通知票が必要です。<u>受診前に印鑑を持って、本人または、家族が福祉事務所に来て手続きをしてください。</u>
- ✧ 傷病届の申請が終わると、窓口で通知票を発行しますので、通知票を医療機関に持っていき、窓口で提出してから診察をうけてください。
- ✧ 通院が翌月に続くときは、月が替わるごとに傷病届の申請をしてください。医療機関には、月1回通知票を提出します。
- ✧ 通院が長期間継続する場合は、地区担当者（ケースワーカー）に相談してください。

➢ 健康保険証について

- ✧ 生活保護を受けている間は、国民健康保険の加入はできません。
- ✧ 勤務先の健康保険証は、そのまま使用できます。
- ✧ その場合も、保険証と通知票の両方を病院・医院に提出して診察をうけてください。
- ✧ 就職して健康保険に加入したときや、退職して健康保険証を返還したときは、すぐに地区担当者（ケースワーカー）に連絡してください。

◆ 医療受診で注意すること

➢ 継続受診していた治療が終わったとき

✧ 病院・医院にかからなくてもよくなったら、すぐに地区担当者（ケースワーカー）に連絡してください。（電話連絡でも結構です） ２つ以上の病気でかかっている場合は、それぞれの治療が終わるごとに連絡してください。

➢ 入院・退院をする（した）とき

✧ 入院・退院の日をわかった時点ですぐに連絡してください。

✧ 入院時の個室等のベッド代は給付されません。

✧ 入院のときは、福祉事務所・保護係まで通知書を取りにきてください。（保護費の変更の可能性があります）なお、急な入院で保護係まで来ることができない場合、電話で連絡してください。

➢ 同じ病気で同時に２つ以上の病院・医院にかかることはできません。

✧ 特に必要な場合以外は、長岡京市内の病院・医院に受診してください。

✧ みだりに病院・医院をかえないでください。

➢ 医師の話をよく聞き、はやく病気を治すよう努力してください。

➢ 交通事故にあったときは、相手方の保険が適用される場合が多いので、生活保護の医療扶助は受けられません。交通事故にあった場合、すみやかに地区担当者（ケースワーカー）に連絡してください。

➢ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使える場合は、積極的に使用してください。

◆病院を受診する場合

① 市役所・福祉事務所にて、傷病届の手続きをしてください。
※印鑑を持参してください。通知書を交付します。

② 市役所・福祉事務所で受け取った通知書をもって医療機関の窓口へ提出してください。

福祉事務所が、医療機関へ医療費の支払い手続きを行います。

◆夜間・休日に急病で病院を受診する場合

① 病院の窓口で保護受給中であることを伝えて受診してください。

② 後日すみやかに、（福祉事務所受付時間）地区担当者（ケースワーカー）へ受診した医療機関名と受診日を報告してください。

福祉事務所が、医療機関へ医療費の支払い手続きを行います。

わからない部分やご不明な点などがありましたら、
遠慮なくご相談ください。

お問い合わせ・相談先

長岡京市役所　（福祉事務所）社会福祉課　保護係

長岡京市開田１丁目１－１

電　話　９５５―９５１７

ＦＡＸ　９５１―７７３９

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ケースワーカーです

このしおりは、わかりやすくするため、保護制度の主な内容を記載しました。
保護制度全てが記載されている訳ではありませんので、気になることや困ったことがあれば、すぐに（ケースワーカー）へ相談してください。